Ⅱ　平成 22 年度 長野市消費者行政の事業計画（案）

１　消費者への啓発事業

⑴ 広報活動

「広報ながの」や、長野県が発行する啓発用パンフレットを関係機関の窓口に配置すると共に、各種メディアを利用し、多くの市民に啓発を行う。

⑵ 出前講座

高齢者に対する振り込め詐欺の手口や悪質商法の対応などに加え、児童・生徒を対象とした金銭感覚や携帯電話の正しい使い方などの教育・啓発を推進する。

⑶ 生活知識講座

暮らしの知識を豊かにし、賢い消費者になっていただくため、生活上の身近な問題をテーマに専門の講師を依頼し開催する。

⑷ 地域の頼れる消費者啓発員（仮称）の養成講座　（新規）

市民、社会福祉協議会、消費者団体など、地域の最前線で相談を受けることが出来る消費者啓発員（仮称）の人材育成を図るため、各種被害の手口とその対応、被害に遭わないための方策、国や自治体の施策など一連の講座を開催する。（資料７のとおり）

２　消費生活相談（拡大）

消費者が巻きこまれる商品やサービスの各種トラブルについて、電話又は面談により実施する。また、グレードアップし、3台増となるPIO-NETを更に有効活用し、新手の悪質商法などの情報を一早く収集し、的確に応対する。

３　多重債務者対策

急激な景気後退による企業の倒産や派遣打ち切りなど、個人・法人を問わず多重債務に苦しむ市民の増加に伴い、一般家庭が多重債務に陥る理由の大半が生活のための借金であり、こうした問題を解決するために、「長野市多重債務者包括支援プログラム」に基づいて、弁護士・司法書士の協力を得て債務整理を進める。

また、モノが溢れる豊かな時代に、我慢や倹約といった収入に見合った消費生活を送るための知識の普及等、多重債務者にならないための啓発を行う。

４　市民相談

日常生活における悩みやトラブル、交通事故に起因する諸問題等について、法律的解釈や判断を必要とする市民に解決への助言を行う。

５　地方消費者行政活性化事業（拡大）

平成 22 年度は、消費生活講演会を主に消費者意識の高揚、被害の防止を図る。

(1) 消費生活相談員等レベルアップ

・消費生活相談員、事務担当者の研修会参加

(2) 消費生活センター機能強化

・消費生活センター周知の広報

(3) 消費者教育・啓発活性化

・若者者向け啓発冊子の発行

・屋外音響設備の購入

・消費生活講演会の開催